



神奈川県

くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課

第4期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画

～犯罪被害者等を温かく支える地域社会を目指して～

令和6年3月

はじめに

犯罪等に巻き込まれることは決して他人ごとではなく、誰もが一瞬にして犯罪被害者やそのご家族となるリスクを抱えています。

犯罪被害者やご家族の苦しみをできる限り軽減し、一日も早く穏やかな生活を取り戻していただくためには、行政、警察、関係機関が連携したきめ細かな支援が必要です。また、弱い立場に置かれた子どもや若者が性犯罪・性暴力などの被害にあう事案が後を絶たず、潜在化しやすい子ども等の被害に対し、支援が十分に届くよう体制を整備することが求められています。

県は平成21年に、神奈川県犯罪被害者等支援条例を制定し、これに基づき5年間の神奈川県犯罪被害者等支援推進計画を定め、県と県警、民間支援団体が一体的に運営する、かながわ犯罪被害者サポートステーションを開設するなど、全国に先駆けた取組を進めてきました。

第3期計画期間においては、令和元年10月から、性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」に「男性及びLGBTs被害者のための専門相談ダイヤル」を開設し、令和4年10月からは、基幹病院における証拠採取等を開始するなど、支援の充実を図ってきました。また、令和2年7月に条例を改正し、「二次被害」について定義付けを行い、二次被害防止の取組も進めてきました。

このたび、犯罪被害者等支援の推進のため、令和6年度から令和10年度までの5年間を計画期間として、引き続き、犯罪被害者等を温かく支える地域づくりを目指し、第4期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画を策定しました。今後、本計画に基づき、県下一律の犯罪被害者等見舞金制度や、市町村が実施する日常生活支援に対する補助制度など新たな施策等に取り組み、市町村や関係する機関の皆様と緊密に連携・協力しながら、犯罪被害者等支援施策のより一層の充実・強化を図ってまいります。

この計画の策定に当たり、神奈川県犯罪被害者等支援施策検討委員会の委員の皆様をはじめ、市町村や関係機関の皆様、県民の皆様から、貴重なご意見やご提案をいただきました。ここに、皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、引き続き、犯罪被害者等支援の推進にご理解とお力添えをお願いいたします。

令和6年3月

神奈川県知事
高岩祐治

